

令和 7 年 2 月定例県議会

教育警察常任委員会（後議）説明資料

（その他報告事項）

教育委員会

熊本県学校教育情報化推進計画最終案について

教育政策課

1 パブリック・コメントの結果

(1)募集期間：令和6年(2024年)12月23日(月)から令和7年(2025年)1月21日(火)まで

(2)意見の件数(意見提出者数)：15件(4人・1団体)

(3)意見の取扱い：

反 映:寄せられた御意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの [1件]

参 考:今後の取組の参考とさせていただくもの [7件]

既記載:寄せられた御意見の趣旨・考え方が既に素案に記載されているもの [3件]

その他:素案以外についての御意見として整理したもの [4件]

2 主な御意見と県の考え方(案)

《ICT 環境整備》

- 県立高等学校の学習者用端末の更新に当たり、購入手続き等において、教職員の事務負担がかからないようにしてほしい。
- 端末の更新に当たっては、「学校の事務負担軽減等も踏まえながら」整理していく旨、計画において追記。【反映】
- 高校入試のインターネット出願等、各種手続きについて環境整備を進めてほしい。
- 県立中学校・高等学校入学者選抜に係る業務については、システム化を推進していく旨、計画に記載している。その他の手続きについても、申請状況や学校現場の意見等踏まえ検討していく。【既記載】

《教職員のICT活用指導力》

- 急速に進むデジタル化に対応するため、教科ごとの研修等も検討してほしい。
- 教職員向け研修については、教科・校種・習熟度等に応じて、ICT を効果的に活用した授業づくり等のためのより実践的かつ効果的な研修の充実を図ることとしている。【既記載】

《ICT 推進体制の整備と働き方改革》

- 校務支援システムの見直しに当たり、セキュリティ強化や見直しに係る業務の負担軽減等への配慮をお願いしたい。
- 見直しに当たっては、活用方法、セキュリティ対策、学校現場の意見等を踏まえ、今後、取組を進める中で検討していく。【参考・既記載】

I 計画策定の趣旨

- 学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき策定する、本県における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画
- 本県の学校教育の情報化に関する今後の施策の方向性を示すとともに、市町村による学校教育情報化推進計画の策定の参考となるもの
- 令和6年度からの4年間を計画期間とし、必要に応じて適宜見直しを行う

II 本県の学校教育の情報化に関する基本的な方針

I 基本的方向性（目指す姿）

- ICTの活用による「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」と「学校の業務改革」の実現
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
 - ・児童生徒が1人1台端末を当たり前の文房具として日常的に活用する中で、「児童生徒主体のICTの活用」の普及
 - ・学習データの活用の普及
 - ・不登校・障がい等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援や県立高校の魅力化等へのICTの活用の普及
- データの連携による新たな学習指導・学校経営の高度化（校務DX）
 - ・汎用クラウドツール等の活用、校務支援システム等の充実・クラウド化、ネットワークの統合や端末の一台化、データ連携基盤の構築等の普及

2 全般的事項

- ・「学校情報化認定制度」による各学校の優良校の認定の更新（再取得）
- ・市町村による「学校情報化先進地域」の認定取得等を支援

3 児童生徒の情報活用能力

- ・情報活用能力の育成
- ・健康面への配慮
- ・いじめ・自殺・不登校等の対応の充実
- ・障がいのある児童生徒の教育環境の整備
- ・相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
- ・日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実
- ・県立高校における魅力化等の推進

4 教職員のICT活用指導力

- ・学校の教職員の資質の向上
- ・人材の確保等

5 ICTの環境整備

- ・学校におけるICT活用のための環境の整備
- ・教育データの利活用、教育DXの推進
- ・デジタル教材等の普及の推進
- ・個人情報の保護、情報セキュリティ対策等

6 ICT推進体制の整備と働き方改革

- ・学習の継続的な支援等のための体制の整備
- ・情報化による校務の効率化